

松本市柔道事故と強制起訴、刑事裁判

南部 さおり

はじめに

武道必修化を翌年に控えた2011年、内田¹によって、学校管理下における柔道死亡事故の尋常ならざる発生数とその高い死亡率が公表され、柔道事故に関連したメディア報道が多くなされ、同問題に関する世間の注目を集めた。「柔道事故被害者の会」²の様々な活動や提言にもかかわらず、2012年に必修としての武道授業が全国の中学校で開始されたが、各自治体や学校関係者の危機管理が効を奏し、現在に至るまで、柔道による致命的な事故は防止できていたかのように思われていた。しかし、2014年3月、沖縄県の柔道場で、2人1組となって相手に技をかける「打ち込み」稽古中、小学3年の男子児童が急性硬膜下血腫を発症し、意識不明の重体となったと報じられた³。

学校の「外」で起きたこの事故の報は、やはり町道場で起きた2008年の「松本市柔道事故」と2010年の「大阪此花区柔道事故」（以下「大阪柔道事故」）の教訓が市井の道場には生かされていないということを感じさせるものであった。

前稿⁴では、柔道頭部外傷事故初の刑事事件となった「大阪柔道事故」と、その問題点について論じた。この間、「松本市柔道事故」では元指導者が「業務上過失傷害」として強制起訴され、刑事事件として数度の弁論期日を経て、2014年4月30日の判決を迎えた。筆者は長野地方裁判所で、この裁判をつぶさに傍聴してきていた。

そこで本稿では、「松本市柔道事故」の事故内容、刑事手続の経緯と

1 学校リスク研究所ホームページ。http://www.dadala.net/statistics/judo.html

2 柔道事故被害者の会ホームページ。http://judojiko.net/

3 「柔道稽古中の小3男児重体 沖縄、頭痛訴え」『読売新聞』2014年3月17日、西部朝刊、39頁。

4 南部さおり「柔道練習中の死亡事例への刑法の適用に関する考察」、横浜市立大学論叢人文科学系列、64巻3・4号、251 - 276頁、2013年

判決内容について解説したいと思う。なお、本件の争点はきわめて多岐にわたり、訴訟当事者双方での複雑な攻防が行われており、本稿では、できるだけ詳しく、その画期的な判決内容とそれが今後の柔道界に及ぼす影響について伝えたいと考えている。

I. 事案の概要

起訴状記載の事実によれば、本件の経緯は以下の通りである。

被告人Xは、講道館柔道四段の有段者で、柔道整復師の資格を有し、整骨院を営む傍ら、本件柔道クラブを開設して柔道指導を行っていたものであるが、平成20年5月27日午後9時10分ころ、地区体育館の柔道場において、同クラブの生徒であるV（当時11歳）の乱取り稽古の相手となって柔道指導をするに当たり、Vはいまだ受け身の習得も十分でない技量未熟な発育途上の小学生であり、被告人とは体格・体力ともに大きな差があり、力加減をすることなく同人に投げ技をかければ、Vの身体が畳に強く打ち付けられるなどの衝撃により重大な傷害を負わせる危険があったのであるから、同人に技をかけて投げる場合には、同人の技量、体力に配慮しながら、力加減をして投げるべき業務上の注意義務があるのに、これを怠り、乱取り稽古でVに背負い投げを指導していた際、気合が入っていないなどとして、Vに対する組み手の右手を左前襟から右前襟に握り替え、いきなり体落としの変則技である通称「片襟体落とし」の技をかけ、同人を力加減することなく畳に投げつけた過失により、そのころ、同人に対し、頭部の架橋静脈破綻による急性硬膜下血腫の傷害を負わせ、もって、長期にわたるリハビリテーションを要する見込みの重度の意識障害に陥らせた。

II. 判決

検察側の禁固1年6月の求刑に対し、判決主文は、「禁固1年、執行猶予3年、訴訟費用は被告人の負担」であった。以下、長文となるが、非常

に重要な判断が多数示された判決理由の概要を示す。

1. 罪となるべき事実

被告人は…同教室の生徒であるV（当時11歳）の乱取り稽古の相手となって柔道指導をするに当たり、同人はいまだ受け身の習得も十分でない技量未熟な発展途上の小学生で、有段者である被告人とは技量・体格ともに大きな差があり、技量・体格を考慮して安全に配慮した力加減をすることなくVに投げ技をかければ、同人の身体が畳に強く打ちつけられるなどの衝撃により重大な傷害を負わせる危険があったのであるから、同人に技をかけて投げる場合には、同人の技量・体格を考慮しながら、安全に配慮した力加減をして投げるべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り、同人に対する組手の右手を左前襟から右前襟に握り変え、片襟体落しの技をかけ、同人を前記のような力加減をすることなく畳に投げつけた過失により、同人を背中や腕等から畳にたたき付け、よって、その頃、同人に対し、長期にわたるリハビリテーションを要する見込みの意識障害を伴う頭部の架橋静脈破綻による急性硬膜下血腫の傷害を負わせた。

2. 本件注意義務について

柔道は、相手を投げて制圧するなど危険を伴うものであることから、危険防止のための様々な配慮が必要とされている。このような柔道の性質に照らすと、柔道指導者が、技量が未熟で受け身が十分に習得されていない小学生に対して力加減をせずに投げ技をかけて投げるなどすれば、身体を畳に打ち付けられた衝撃によって、打撲、捻挫、骨折、むち打ち損傷、脳震盪、脳損傷など様々な傷害を負う危険があることは明らかである。したがって、柔道指導者が柔道の指導のため技量が未熟で受け身が十分に習得されていない小中学生（年少者）に対し投げ技をかけて投げる場合、その力加減の程度はともかく、力加減をすべき義務があることは明らかである。

柔道指導者が柔道の指導のため技量が未熟で受け身が十分に習得され

ておらず、体格的にも未熟な小学生あるいは年少者に対し投げ技をかけて投げる場合には、年少者の柔道指導者として豊富な経験を有するB証人の証言のとおり、受け身が取りやすいように、また、回転をゆっくりさせて投げ、あるいは、大人同士の試合の際や高校生や中学生を投げる場合と異なり、受け身を取りやすいように手を添えながら、ダッシュではなくウォーキングのような感覚でゆったり投げるなどの力加減をして投げるべきと認められる（以下、このような投げ方を「本件年少者に対する投げ方」ということがある）。道場で被告人とともに指導に当たっていたCが、頭を打たないようにするのはもちろん、手を骨折したり、脚を捻挫したりしないように、引き手を最後まで持ち、ある程度ゆっくり投げるなどして相手を受身をとれるようにすると証言しているところも、表現の仕方は異なるものの、Vと同学年で、柔道の技量も同程度であったとみられる（元クラブ員の）G証人が、「被告人に投げられて立ちくらみのような状態になったことがある」のに対し、「C先生は、相手の技量の程度に合わせて乱取り稽古をしていた」などと証言していることも併せ考慮すると、B証言と同様の趣旨と認められる。

そうすると、起訴状記載の「技量・体格に配慮しながら、力加減をして投げるべき業務上の注意義務」の内容となる力加減の程度は、以上のような力加減というものと認めるのが相当である。

これに対し、弁護人は①頭部を直接打たないのに架橋静脈の破綻によって急性硬膜下血腫を発症するという知見は柔道界では一般的ではなく、被告人に被害者の負傷は予見できなかった、②被告人は被害者の頭部を畳に打ち付けないように注意を払っていたから過失がない、③頭部の架橋静脈の破綻をもたらす回転加速度をどのように制御すればどのような効果があるか明らかではなく、結果を回避する手段があるとはいえない旨主張する。

しかしながら、①については、傷害の発生機序の詳細まで予見できなかったら注意義務を認めることはできないとはいえない。②については、

頭部を畳に打ち付けることだけを防止すれば安全だという見解には科学的な裏付けがあるとはいえない。③については、A医師は、回転加速度による架橋静脈の破綻は、頭が回転しようとする際、頭蓋骨が回転されるのに対して脳そのものがとどまろうとし、頭蓋骨と脳にずれが生じる病態であり、柔道では、投げられた際よりも、投げられて身体が畳に接地した瞬間から大きな回転加速度が生じることが多いとみられ、頭部に生じる回転加速度の大きさには、投げるスピードや投げられた者の防御の仕方がかなり関連しているところ、投げ技で力加減をすることで、受け身が取りやすいように、また回転をゆっくりさせて投げれば、頭部に生じる回転加速度が格段に小さくなることは明らかであって、回転加速度による架橋静脈の破綻が回避できたものといえる。

3. Vの技量、体格等について

Vは、本件事故当時、いまだ受け身の習得も十分でない技量未熟な発育途上の小学生であったと認められる。そして、Vは前回り受身の際立ち上がれなかったものの、受け身を一応習得していたものと言うべきであるが、運動能力の点で劣っていたことも明らかであり、体格の点でも筋力の点でも未成熟であったと認められるから、強くスピードのある技や予測の付かない連絡や変化する技にまで対応できるだけの技量があったといえないことは明らかであって、いまだ受け身の習得が十分でないとする認定を左右するものとはいえない。

4. 被告人の過失行為について

Vが実際に本件事故により本件傷害を負ったことは、被告人が適切な力加減をしていなかったことを推認させる。そして、被告人が保険会社から調査への協力を依頼され、CをVに見立てて投げて本件事故の状況を再現した画像は、(1) 本件再現映像の趣旨が本件事故の状況を可能な限り再現することにあつたこと、(2) 保険会社担当者が「少し鋭く投げたらっしかった」と発言したのに対し、被告人が「強くですね」などと答えていたこと、(3) Cの証言では、再現後、被告人に「こんなに強く投

げたのか」と質問したところ、「うん、投げた」と答えたことなどから、本件事故の際の投げ方と大差のない強さや速さを再現したものと認められる。そして、本件再現映像からは、鋭く、強く投げていることが明らかに認められることから、被告人の本件事故の際の投げ方は、その力加減の点で、本件年少者に対する投げ方の程度をはるかに超えていることは明らかであって、被告人には判示の過失が認められる。

5. 量刑の理由

被告人は、身心ともに発達途上で柔道の初心者を含む小中学生に対し、格闘技であり、危険を伴う柔道の指導をする立場にあったのであるから、その指導にあたっては細心の注意を払うべき重い責任を負っていたにもかかわらず、それを怠り、自らが相手となって乱取り稽古をする中で、投げ方を誤って重大な傷害を負わせるに至ったのであるから、その過失は重大というほかない。

なお、被告人は、頭さえ打ちつけなければ重大事故は起きないと考えていた旨供述しているところ、本件の審理経過に照らすと、被告人のみならず相当数の柔道指導者が同様の思い込みを前提に、被害者をはじめとする柔道教室等の年少者を指導していたことがうかがわれ、このような風潮は、本件事故後、被害者の両親をはじめとする柔道事故の被害者家族らの啓発活動によって相当程度是正されてきたとはいえ、いまだ一掃されたとまではうかがわれない根深いものとみられる。そうすると、被告人は、本件柔道教室の生徒の安全について十分な配慮ができなかったのは、このような風潮にも由来するとみられるが、本件注意義務の内容に関して説示した通り、技量・体格等が未熟な者が強い力で投げられ、畳に打ち付けられれば、身体各部に無理な力が加わり、何らかの傷害が発生しうることは十分予見でき、特に技量が未熟で発達途上であって筋力等も十分でない小学生であれば、そのような事故が生じうることは明らかであるから、このような事情によって、年少者に対する柔道指導者として重い責任を負う被告人の刑事責任を大きく減じることは相当とは

いえない。（下線、筆者）

Ⅲ. 本件の解説

1. 刑事裁判までの経緯

本件が発生したのは2008年5月で、その後V君側から民事訴訟が提起され、長野地裁松本支部は2011年3月17日の判決で「投げる力などの注意をすれば事故は回避できた」として、Xに対して2億4千万円余の支払いを命じた⁵。そして、Xはこの判決を不服とし、事故は不可抗力で予見できなかったと主張して東京高裁に控訴したが、2011年8月4日に東京高裁で開かれた控訴審で裁判長から弁論の終結が宣言され、結審した上で和解が勧告されていた。和解内容として被害者側は以下の条件を提示した。

- 一、指導者（X）がV君との乱取り中に片襟体落としの投げ技によってV君に急性硬膜下血腫の頭部損傷事故を発生させたと、指導と事故との因果関係を認め、これを謝罪する事。
- 二、今後柔道指導に際し、かかる行為を2度と繰り返さない事を誓約する事。
- 三、和解金ではなく、被害者への損害賠償金として支払う事。

和解協議の結果、Xはこの3条件をすべて認めた上で、双方が和解に至っていた。また、その損害賠償金が1審の判決で命じられた金額を上回る2億8千万円で決定し、原告にとっては勝訴以上の和解内容となっていた。

そして、2010年9月、Xは業務上過失傷害容疑で書類送検されたが、2012年4月25日に至り、長野地検は嫌疑不十分で不起訴処分にしたと発表した。そこでV君の両親は、同年5月に、この処分を不服として検察

⁵ 長野地裁松本支部平成23年3月16日判決、判例時報2155号75頁。

審査会に審査を申し立てた。記者会見で両親は「(Xが) 何の責任も負わないことは納得できない」と述べている。そして、同年7月26日付で検察審査会は、「指導者として事故を予見し、回避することが可能だった」と判断して、本件を「起訴相当」と議決した。

しかし長野地検は、再捜査の結果、2012年12月15日に「(事故の) 予見可能性が認められない」として、再び不起訴処分とした。長野検察審査会が再審査を行い、2013年3月7日、再度「起訴すべき」と議決したと公表されたことで、裁判所の指定弁護士によるXの強制起訴が決定した。かくして本件は、検察の不起訴理由が「嫌疑不十分」でありながら、有罪判決を受けた全国初の事例となったのである。

2. 強制起訴について

2004年5月の検察審査法改正によって、市民が「検察審査員」となって検察審査会で「起訴決議」を決定する権限が付与された。「検察審査員」は、審査員11人と補充審査員11人が自治体ごとに選任され、任期は6カ月、3か月ごとに入れ替わるものとされている。こうした意味で、同審査会は、市民の代表者によって検察の「起訴便宜主義」が適正に行われているのかをチェックする機能を果たし得るものと考えられている。

しかし、検察審査会の「起訴決議」を受け「再捜査」した検察にあっても、その後はやはり「不起訴処分」にしてしまうことがほとんどであった。そのため、検察審査会制度が有名無実化しないためにも、2009年5月の再度の法改正で、検察審査会に強制起訴の権限が与えられることとなった。つまり、検察審査会で2回連続して「起訴相当」と判断されれば、2度目の「起訴相当」の判断をそのまま「起訴議決」として必ず起訴しなければならず（強制起訴）、裁判所が起訴及び公訴の提起・維持を担当する検察官役の弁護士（指定弁護士）を指定すべきこととなったのである。

なお、検察審査会での手続は、裁判員制度のように、市民が事件にじ

っくりと向き合うような制度設計にはなっておらず、検察から渡された限られた資料と検察官の意見、審査補助員たる弁護人の説明、事務局からの起案に基づいて、その不起訴処分の当否を判断するという、簡便な方法がとられている⁶。具体的には、まず、裁判所書記官や裁判所事務官の中から選任された審査会事務局員が、検察、申立人、被害者の各主張をまとめた1枚の争点表を配り、審査員11人に配布した上で事件を説明し、さらに過去の事例などについても説明するなどする。そして不起訴判断をした検察官から、何故起訴できなかったのかについて説明がなされた上で、検察側の証拠を検討し、数回の会議を経て議決に至るのである。

強制起訴制度が開始されて以降の検察審査会の受理件数、議決件数等⁷をみてみると、検察審査会への申立件数は毎年2千件超であり、2009年から2012年までの間の累積申立件数は9,235件となっている。同年度中において1度目の審査が終了した事件9,097件のうち、起訴相当とされたものは37件（0.4%）、不起訴不当が513件（5.6%）、不起訴相当が6,954件（76.4%）、その他（審査打ち切り・申立却下・移送）が1,593件（17.5%）であり、「起訴相当」を得るのは、かなり狭き門であるといえよう。さらに同期間において、「起訴相当」の議決に対して、検察官から再度不起訴処分の通知が出されるか、期限内に議決の通知がなかったことを理由として、再度の審査（第二段階の審査）が検察審査会で行われたのは20件である。そして起訴議決に至ったものは、その半分の10件で、実際に強制起訴された事件は2012年までで7件にすぎなかった（Table 参照）。本件はそれに続く8件目である。

したがって、強制起訴までに至る道のりは、かなり険しいというのが現状であるが、さらに2014年5月現在、強制起訴による有罪判決が出さ

⁶ 春日勉「嫌疑不十分と強制起訴一起訴議決に現れた「市民性」と「起訴の基準」、神戸学院法学第41巻3・4号：198-225頁、2012年。

⁷ 裁判所ホームページ <http://www.courts.go.jp/>

| Table 強制起訴された事件一覧(2014年5月現在) | | | | |
|------------------------------|------------|--------------------|------------|-----------|
| | 日付 | 事件 | 被告 | 現在の状況 |
| 1 | 2010年4月20日 | 明石歩道橋事故 | 明石署元副署長 | 二審免訴判決・上告 |
| 2 | 同 4月23日 | 尼崎JR脱線事故 | JR西日本歴代3社長 | 1審無罪・控訴 |
| 3 | 同 7月30日 | 沖縄・未公開株詐欺事件 | 投資会社社長 | 無罪確定 |
| 4 | 2011年1月31日 | 陸山会事件 | 小沢一郎氏 | 無罪確定 |
| 5 | 2012年3月15日 | 沖縄・尖閣諸島付近の中国漁船衝突事件 | 中国人船長 | 公訴棄却 |
| 6 | 同 3月27日 | 徳島・石井町の女性店員暴行事件 | 徳島県・石井町長 | 二審有罪・上告 |
| 7 | 同 12月12日 | 鹿児島・女子高生準強姦事件 | ゴルフ練習場経営者 | 1審無罪・控訴 |
| 8 | 2013年5月21日 | 松本市柔道事故 | 元指導者 | 1審有罪確定 |

れた事件は、本件以外にはわずか1件（Table の事例6）に過ぎない。

こうした実情から、検察審査会による強制起訴制度に対しては、検察が「公訴維持は無理」と判断した事件を起訴した以上、ある程度予想されたこととはいえ、「このように無罪判決ばかりが重ねられることになると、それこそ被告人の権利利益の問題もあるし、そもそも制度の存在意義自体が問われることとなってくるのではないか」との批判論⁸も上がってきていた。

本件「松本市柔道事故刑事裁判」では、捜査資料に加え、民事訴訟で用いられた証拠が多く用いられており、出廷した証人も、そのほとんどが捜査段階で調書を取られたり、民事訴訟で意見書を書いた専門家・柔道家・元クラブ生であった。つまり、刑事段階で新奇の証拠が提出されたものではなかったため、純粹に「検察が不起訴と判断した事件・証拠によって裁判所の有罪心証を得ることができるか」が争われた事件であったといえよう。いいかえれば、本件判決は、国民（検察審査会）が判断した「新たな有罪水準」の妥当性に関する裁判所の判断であったともいえる。したがって、今回の有罪判決は、少なくともこれまでの多くの

柔道事故、ひいては「嫌疑不十分」として扱われてきたスポーツ中の重症・死亡事故事例において、検察の起訴の基準が見直される契機となり得るものといえよう。

3. 本件事故原因の検討

(1) 「片襟体落し」

民事裁判では、原告側から「本件では、被告Xが、幼年者である原告Vに対し、通常の体落しに比べ、回転加速度が大きく、極めて危険度の高い技である片襟の体落としにより回転加速度を加えたことが原因といえる。」との主張がなされ、判決では「被告Xは、片襟の体落としではなく、原告Vが練習していた大外刈りで投げる、あるいは、たとえ片襟の体落としをするにしても、原告Vが対応できる程度の力で投げるなどの注意を払って行っていれば、本件結果を回避することは可能であったといえる。」と、「片襟の体落とし」という投げ技を選択したこと自体についても問題とされていた。対して、本件刑事事件では、「片襟体落とし」の技自体を問題とするのではなく、専ら投げの際の「力加減」が問われていた。

なお筆者は、民事裁判で問題とされたように、本件当時XがV君に対し「自らの得意技」である「片襟体落し」を用いたこと自体にも、やはり指導者としての不適切さがあったものと考えている。

本来、柔道においては、正しい組み方で相手と対峙することが基本とされている。柔道において「正しい組み方」（自然体）とは、右の手で相手の左襟を取り、左の手で相手の右袖を取るという組み方である。これに対して、相手の同じ側の襟と袖（右襟と右袖、左襟と左袖）をとった組み方、あるいは、襟を握っているだけで引き手を取っていない組み方を「片襟」と呼ぶ。国際柔道連盟では「標準的組み方」として「左手で相手の柔道衣の右側、即ち袖、襟、胸部、肩の上部、背部を、右手で相手の柔道衣の左側、即ち袖、襟、胸部、肩の上部、背部を手で握る」

が明記されている (IJF規定附則P101)。そのため、平成20年当時も現在も、講道館柔道試合審判規定では「片襟を6秒以上握り続けると指導⁹」とされているのである。そして、柔道のコーチングやコンディショニングのプロフェッショナルである埼玉大学教育学部保健体育講座の野瀬清喜教授は、自身の論文¹⁰で「いわゆる片襟状態」を「変則の組み方」と明記している (同77頁)。

実際、「片襟体落し」が変則的ないし危険な技であるか否かについては、証人出廷した柔道家たちの間でも意見が分かれていた。

「反則につながるような技は、通常は指導すべきじゃないと考えています」と証言するのは、検察側証人であり、講道館柔道八段、他県での道場主宰者で元五輪代表候補の柔道家B氏である。同証人は、「片襟体落しというのは、非常にスピーディーな技と考えます。だから、入り方が速いですから受けのほうは、やはり受けにくいという部分も多少感じますね」とも証言している。また、元クラブ生のD君 (事故当時中学3年生・初段) は、片襟体落しという技について「片襟なので、少しだけトリッキーなイメージは持ってます」とし、C指導者も「普通の体落しよりは、突発的な技というか、応用的な技だと思います」「実践的な技で、乱取りとか試合の中で、流れの中で使う技だと思います」と答えている。

実際、「片襟」という入り方は、瞬時に相手の懐に滑り込み、相手をスピーディーに崩して投げる「奇襲的な技」といえる。つまり、本来は相手の右袖、左襟を握るべきところ、相対する相手の右袖をつかんだ状態で懐に滑り込む動作の中で、すでにつかんでいる右袖の少し上の襟をつかむと同時に、相手を投げってしまうのである。

相手の右袖、左襟をつかんだ手を離さないままで体落しをする (基本

⁹ 『講道館柔道試合審判規定』では、軽微な禁止事項を犯した場合に「指導」となり、少し重い禁止事項を犯した場合に「注意」となる。「指導」二回で注意となり、「有効」と同等になる。また、重い禁止事項を犯した場合は「警告」となる。「注意」と「指導」、または「注意」でも警告となり、「技あり」と同等になるとされる。

¹⁰ 野瀬清喜「柔道の国際化と日本柔道の今後の課題(第二報)」、埼玉大学紀要教育学部 (人文・社会科学教育科学Ⅱ) 49(1):71-84頁、2000年。

の右組みの体落しの) 場合、後ろ回りさばきで相手を右前すみに崩し、右足を相手の右足前に踏み込んで交差させ、引き手と押し手をきかせて前方に投げ落とす。この姿勢から、投げられた相手が頭を打たないように行う、いわゆる「引き手」¹¹とは、相手の右袖にある左手の引き手と、相手の左襟にある左手の釣り手の両方を離さないで、相手の頭が接地しない位置にとどめておくということである (図1)。



図1：通常の体落しにおける「引き手」

いわゆる「引き手 (と釣り手) を引いた」としても、身体の右側だけが引き上げられる状態となっているため、左半身が先に、激しく着床することとなるであろう。こうした投げ方に対し、初心者の受け身で十分対応できるのか、きちんと検証をする必要がある。

また、相手の上衣がきちんと帯で留められていない場合、右側の道着がはだけてしまい、たとえ引き手を引いても身体が十分に引き上げられない可能性もある。2011年6月5日にテレビ信州で、その後同月12日にCS「日テレNEWS24」で放映され、大反響を呼んだ「NNN ドキュメント 畳の上の警告」¹²では、長野県諏訪市で30年にわたり子どもに柔道を教えてきた指導者らが出演し、「片襟という投げ方は危険。(投げ手と

¹¹ 非常に紛らわしいが、柔道事故で問題となる「きちんと引き手を引いて相手が頭を打たないようにした」とは、正確には「引き手と釣り手」の両方を指すことが多い。

受け手との)体が離れるから、投げた瞬間にどこに飛んでいくか分からない。」と口を揃えている。

被告人Xは法廷で「片襟体落しは自分の得意技であり、コントロールがしやすい技であるので使った」ということを、捜査段階や公判廷において繰り返し述べているが、あくまでも「片襟が得意技」というのは投げ手の側の問題であって、そこに「投げられる子どもの対応能力」に対する配慮は一切感じられない。

ところで、被告側証人であり、柔道整復師、講道館柔道五段、県内の道場の指導者、県柔道連盟役員である柔道家Eは、主尋問において「片襟体落しは、決して変則技ではなく、体落しという技のパターンの一つにすぎません。投げること自体禁止されていませんし、まったく危険な技ではないと考えております。柔道の指導で片襟体落しで投げるということは、珍しいことでもありません。私も得意技の一つですから、投げたことはあります。受け身が取りづらいということも、まったくありません。」と証言している。

しかし、反対尋問においては、指定弁護人（以下「検察側」）からの「あなたの道場では、片襟体落しというのは生徒さんに教えているんですか」という質問に対し、「子どもによってですが、普通そこまでいかない子には教えてはいません。技を教える時に基本にあるのは、危険か危険でないか、その子がそれを使うか使わないか、使えるかどうかということが基準となります」「例えば体の小さい、相手は大きい、そういうので投げる場合ですとか、能力の極端に低い子と言ってはあれですけども、体落し自身がうまくない子にそれを教えても仕方ないので、できる子、必要とする子以外には教えません。だから、教えても1人、2人、その程度だと思えます。」と、片襟体落しは「ある程度以上の技量のある子ども」でない限りは教えてないというニュアンスの供述に変わって

¹² 日テレホームページ：NNNドキュメント「畳の上の警告 続発する柔道事故と中学必修化」（制作：テレビ信州）<http://www.ntv.co.jp/document/back/201106.html>

いる。

当時「乱取り練習」とはいいながらも、「背負い投げ」でXを繰り返し投げるといふ、約束稽古のような練習をしていたV君に対して、突然、体格差のある指導者が「自分の得意技であるから」という理由で、背負い投げではなく、V君がこれまで受けたことのない投げ技である片襟体落しを使って投げることの必然性には、どうしても疑問が払拭し難い。

なお、前述の柔道家Bは、主尋問での検察側の「体落としと片襟体落としと比べた時、受け身はどちらが取りやすいでしょうか」という質問に対し、「受身の取り方というのは、いずれにしても、強度に投げられた場合は、幾ら受け身をとっても、衝撃は非常に激しいので、受身よりか、



図2：片襟でゆっくり投げた際の落ち方イメージ

投げられ方の強さと思いますね。」「ゆっくり投げれば投げるほど、やはり受け身はしやすいし、私は、けががゼロだと思います。」と答えている。

しかし、「片襟」という持ち方で「ゆっくり投げる」ということをすれば、投げのスピードが落ちる分、投げられた方の身体に対しては、投げ技による遠心力よりも落下による重力が勝ることになり、道着をつかまれた

部位を残して体がより地面に近づくため、より左半身を畳に打ち付けやすくなると考えられる (図2)。

やはり、小学生で受け身の習熟も不十分な、身長180cm、体重83kgのXとは身長差34cm、体重42kgも小さかったV君に対する投げ技として選択するには不適切な技であったと言わざるを得ないのではなからうか。

(2) V君の受け身の技量について

原被告双方が証拠を尽して争われた民事裁判において、裁判所はV君の受け身の習熟度につき「本件柔道教室に入室して約4か月経つころには受身を取れるようになってきたが、前方回転受身を取っても最後まで立ち上がることができなかった」と認定している。

そこで本件刑事裁判では、V君が当時「前方回転受身（以下「前回り受身」）の後で立ち上がることができなかった」という事実については検察側・弁護側双方が認めた上で、その「評価」が争われることになった。すなわち、検察側は「前回り受身で立ち上がれないということは、畳に手をつく力やタイミングが悪いからに他ならない。こうした受け身は受け身と身体が一連の動作をしているといえない」と主張し、対する弁護側は「柔道において、前回り受身を行うとき最後に立ち上がる動作は受け身とは関係がない。最後の横受け身の形ができていれば、受け身として完成している」と主張している。

確かに判決も認めるように、前回り受身は、「受け身そのもの」としては、最後に立ち上がる動作までが含まれるものではなく、あくまでも連続して受け身の練習をする場合に次の動作に移るための動作にすぎない。

ただし、受け身の練習において、他の生徒たちの多くが回り、立ち上がり、また回り、という連続動作を行っている時に、回った後立ち上がれずにいつも皆の動作から遅れるということは、多感な少年にとってはいささか不名誉なことであろう。

また、Xも自身の公判供述で、前回りの回転をした後で「立てるやつは立てという指導をしていました」と何度も証言している。つまりV君は、前回り受身の後で立ち上がろうと努力していたはずなのであるが、「受け身が習得できた」とXが主張する4ヶ月が過ぎ、毎回Xから「立てるやつは立て」と言われながら、事故時の1年8か月時点でなお「立ち上がるまでの動作」にまで至ることができていないのである。これは控え

めに見ても、V君の運動能力が柔道クラブの他の生徒より劣っており、機敏な動作が行えていなかったことを意味していよう。前出の柔道家B氏も、自らの道場で前回り受身は「立ち上がるまで指導する」とし、「立ち上がらない場合には、未熟な受け身でしょうね。」と供述している。

さらに、被告側証人で整形外科医で講道館柔道五段のF医師も、主尋問での「前回り受身の時に最後に立たないと、受け身として不完全だということになるでしょうか」との質問に対し、「それはないと思いますね。実戦の中で、投げられてそのまま立っている人を見たことがないので、あり得ないと思いますね。」と答えつつも、「じゃあ、何で立つかという、柔道指導者は、受け身をすごく大事にしていますので、受け身を何度もやらせます。そうすると、受け身を取って、次また受け身を取らなきゃいけないので、必然的に取った後、すぐに立ち上がるようになります。」と、答えている。

横受け身の姿勢で畳を打った後、そのまま立ち上がるためには、打った手の甲を見ながら、その手のひら全体で畳を強く押し付け、自然本体(両脚の間隔は肩幅程度)の姿勢になるように立ち上がる。この動作の中では、右手と腹筋に力を込めて身体を座位まで起こし、そのまま手と脚の筋肉を使って立ち上がる必要がある¹³。入門から1年8か月も経過してもこうした動作を行うことができないということは、V君の筋力が不足しているか、手の付き方が悪い、目付が悪い、または立ち上がるコツが理解できていない、のいずれか、または複合によるものであったと考えられる。すなわち、V君自身の技量はもとより、受け身の指導の仕方にも問題があるといえ、少なくともXが法廷で供述した「V君は入門して7、8か月で、乱取でどんな技で投げられても対応できる受け身ができるようになっていた」というようなレベルには程遠かったものとみられる。

この点、判決文では、「本件当時Vは1年8か月の間、週2回、毎回1時

¹³ 濱田初幸「前回り受身指導用柔道衣「初転君」の効能に関する研究」、スポーツパフォーマンス研究：1、125-130頁、2009年

間45分、柔道の練習を行っており、対外試合にも数回出場していたというのであるから、必要な受け身の技量を習得していたと認められるが、前回り受け身については、回転した後立ち上げるよう指導されていたにもかかわらず、立ち上がることはできず、また、受け身のときに腕で畳をたたく際の腕の角度について45度程度に開くよう指導されていたにもかかわらず、十分にできないなど、運動能力の点で劣っており、受け身の習得が十分であったとはいえない」と、適切に評価されている。

(3) 本件投げ技の「強さ」について

検察側は、「被告人は、初心者と同程度の技量で、小さな体格の小学生V君に対して何らの配慮も力加減もせず、いきなりV君を片襟体落しで畳に投げつけた」と主張しており、対する弁護側は、V君受傷時の投げ方につき「バランスを崩すこともなく、誤って力を入れすぎることもなく、V君の年齢・技量・体力・体重に応じて、投げる力をコントロールし、力加減をして、切れよくタイミングよく投げた」としたうえで、「切れよくタイミングよく投げたとは、無理な力で強引に投げているということであり、相手の力を利用して、タイミングよく、Xが回転して膝のばねをつかって、きれいに投げることである」と説明する。

1) 被告人の平素の指導方法について

Xは、本当に平素から生徒の「年齢・技量・体力・体重に応じて、投げる力をコントロールし、力加減をして」投げていたのであろうか。これについては、かつてXの道場でXと乱取りをした経験のある生徒たちによる、法廷での供述を参考にするのがよいだろう。

当時中学3年生、初段であったD君は、Xとの乱取の際「切れのある感じ」で投げられたとし、それを「痛くない」「飛んでしまうみたいなの」などと説明する。そして、「痛くない」理由として、引き手と受け身を挙げている。そこで検察側から「受け身が取れていない生徒がX先生の

切れのある技を突然かけられて、どうなると思いますか」の問いが出され、それに対しては「受け身が取れないと、そういうのは受けきれないと思います」と述べている。この点、C指導者も「慣れている人であれば、強さとか速さとか、そんなには関係ないと思うんですけども、初心者とかは、強かったり速かったりすると、受け身が取りづらくなると思います」と答えている。

次に、判決文で「Vと同学年で、柔道の技量も同程度であった」とされるGさん（女子）は、「C先生の場合は、相手の技術の高さに合わせて、投げる速さや強さに配慮してくれた。その人のよくかける技などを把握して、その人に合わせてどのような投げ方をするとか、そういう練習の仕方」であったのに比べ、Xは「自分ができる技を相手にかけたりして、あまり相手の技などに合わせて練習はしていなかった。投げるスピードも速かった」。Xの教え方は「余り分かりやすくはなかった」「スパルタのような教え方。立て続けに技をかけたりしてました」と証言している。

また、V君の双子の兄H君も、「C先生の場合は、一貫して投げるときに予備動作をきちんと入れます。投げる前に、掛け声というか、えい、みたいなことを言ったりしたので、ちゃんと受け身が取れるし、投げられても痛くなかった」と証言し、対するXの場合は「投げるときに投げられた人が十分な受け身をとれないようなスピードで投げてきました。乱取りのときとかに急に技をかけてくるんですけど、受け身をつこうと思っても、とっさには受け身がつけられなくて、受け身がついたとしても体が痛かったということがありました。」と述べている。

法廷で供述を聞いた印象では、D君、Gさんと同様、H君においても、覚えていないことは「覚えていない」とはっきり答え、Xに有利なことも不利なことも含め、当時の記憶に沿って誠実に証言していた。

実際、C指導者自身も、教室での柔道指導において気を付けていた点として「指導する相手の年齢や、体格や、経験とかに配慮したり、どんな技を覚えているとか、そういったことに極力気を付けては指導してい

たつもりです」と、個々の生徒が覚えている技まで配慮していたことがうかがえるが、後に示すようにX自身においては、こうした「個別・具体的な配慮」の内容について、具体的な供述はまったく出てきていない。

そして判決は、XがC指導者とは異なり、年少者に対する投げ技の際に力加減をすることを怠っていたということを明確に認定した。また判決では、「被告人も、子供を投げる際に大人と同じように投げることはないとか、技量に応じて投げている旨供述している」として、被告人自身にあっても力加減の必要性を認識していたとも認定している。

2) 再現DVDについて

なお、本件では、保険会社が保険金支払いのための調査の目的で、本道場指導者である被告人XとC氏に、事故から1か月後に、事故時のXとV君の乱取りの状況を再現させ、その模様を録画したDVDが証拠として提出されている。そこでは、XがV君にかけたとされる「片襟体落とし」が再現されているが、その投げ方につき検察側は、「小学生を相手の投げ方としては、速く、強過ぎる」と主張し、Xは公判では「再現では大人のC先生を投げているので、実際の（事故時の）投げ方とは異なっている」との反論を行った。

筆者もこの事故時の再現DVDを何度も法廷で見たが、確かに小学生で、C氏よりは遥かに小柄であり、受け身が十分に習熟していないV君に対して同じ投げ方をしたのであれば、V君の「年齢・技量・体力・体重」に配慮した投げ方には到底見えないものであった。また、DVDでは、Xの「片襟体落とし」を目の当たりにした保険調査員が「今のような感じですね。少し鋭く投げてらっしゃる」とXに語りかけたのに対し、Xが「強くです」と答えるのが、はっきりと映し出されていた。

このDVDでの「強くです」と答えた意味につき、X自身は法廷で「少し鋭くと強いということ、切れよく、タイミングよくということは同じような意味です。私の感覚で言うと切れよく、タイミングよくとい

う形です」「私としては強くという言葉を使ったかもしれませんが、その時は言葉は出てきませんでしたけども、切れよく、タイミングよく投げたということなんです」と、あくまでも「切れよく、タイミングよく」投げたのだと言ひ募る。

この点に関し、裁判長からの「切れよく、とはどういう意味か」との質問に対し、Xは「相手の、柔道というのは動きの中でやるスポーツなので、相手が出てくる力などを使ってぐるっと回って、ちゃんと膝のばねを使ってきれいに投げることを言っているんです」と答えた。そして、さらに「タイミングよく」とは、「切れよくと一緒の言葉」とであると説明し、さらにその意味内容を問われ、ようやく「ちゃんと相手が乗ってくるとか、そういうようなニュアンス」と答えている。

これに対し、裁判長は「それは投げる人の話ですよ」と指摘し、Xはそれをしぶしぶ認めている。以下で、この時のXと裁判長のやり取りを再現する。

裁判長「それは、あなたを基準にして切れよく、タイミングよくくるって回ってきれいに投げたと、こういうことですよね。」

被告人「V君の技能や能力に応じてちゃんと投げているということです。」

裁判長「子どもの方がむしろあなたがいうように相手の子ども、投げられる側のV君の力を使ってタイミングよく投げればすばっとまさに切れよく決まるんじゃないですか。スピードがつくんじゃないですか。」

被告人「もう一度お願いします。」

裁判長「相手が子どものV君であれば、あなたのような四段の20何年も経験している人が相手の力を使って切れよく投げれば、まさにあなたの言葉どおり切れよくすばっと決まるんじゃないですか。」

被告人「私は、ちゃんとV君の技能や能力に応じて切れよく、タイミングよく投げています」

裁判長「だから、緩く投げているわけじゃないということはいいんですよ。」

被告人「ゆっくりというわけではないです。」

このやり取りだけでも、Xが事故当時、いかに生徒の安全ということに無頓着であったか、いかに自分本位な指導を行っていたのかということが、一目瞭然ではなからうか。まさにXには「投げられる弱者の視点」が、見事に欠落しているのである。

こうした、日本の柔道指導者特有の欠点につき、松原隆一郎（東京大学大学院総合文化研究科教授・講道館三段）は、日本の競技柔道が「強い選手を育てる」ことに主眼を置き、弱者に配慮してこなかったためだと指摘する。同氏によれば、柔道においては、現役時代に強かった選手が指導者となることで、「弱い側・投げられる側に対する想像力が乏しい」ために、安全に対する意識が低く、自らの指導内容にある潜在的な危険性を知らないことから「無理なしごきや精神論」が横行するものとされるのである¹⁴。

3) 必要な「配慮」と「力加減」

本件の公判廷において証言した柔道家は、検察側2名（B氏とC氏）、弁護側2名（N氏・D医師）であるが、小学生と乱取りを行う際の配慮について、それぞれ以下のように供述している。

「ゆっくり投げれば投げるほど、やはり受け身はしやすいし、私は、けががゼロだと思います。」（B氏）

「余りゆっくり過ぎても、途中でバランスを崩したりとかして、危ないということもありますが、相手が受身を取れるように配慮して、

¹⁴ 松原隆一郎『武道は教育でありうるか』（イースト新書、2013年）。

ある程度ゆっくり投げるということは可能です。」(C氏)

「学年、体格、体力、学年が下の子であっても要は能力的に高い子、逆もしかりかもしれませんが、その子たちの個の個性に合わせて、強さ、速さ、あと技もそうですが、多少気を付けてやっています。」

(N氏)

「(力加減をせず小学生を投げるということについて) 僕が知ってる限りは、そういうことは起こり得ないと思います。間違いないのは、そういう指導を普段からしている指導者であれば、必ず早い時期に何らかの事故を起こしてると思いますし、そういう指導現場では、子どもは来なくなると思いますね。柔道を嫌いになりますから。」

(F医師)

いずれの柔道家も、相手の子どもの技能や個性を見極めながら、それに配慮した投げ方をしていると証言している。まして、当時中学3年生であったD君でさえ、自分より技量の劣る生徒と乱取りをする際には「自分から投げる時は相手が受身を取りやすいように(引き手を)引いてあげたりとか、ゆっくり掛けてあげたりしていました。」と答えているのである。

しかしXは、小学生に対する技の配慮につき「力の加減って、やっぱり言葉で言うことが正直言って難しいです。やっぱり技能や能力に応じて自分の感覚の中でついているんで。」「そういうふうにとどのぐらいって言われるとちょっと説明できません。」など、法廷での供述として、自分の言葉で一切説明できないのである。これでは、いかに当時V君の「年齢・技量・体力・体重に応じて、投げる力をコントロールし、力加減をして投げていた」と説明したとしても、まったく説得力がなく、「投げられる側に対する想像力」を有していないものと評価せざるを得まい。

ただし次項で示すように、Xには言語的な表現を不得手としているこ

ともうかがえ、仮に「Xなりの力加減」をしていたとしても、それを言語化できないに過ぎないのかもしれない。しかし、そのように考えてみたとしても、この時点において、自らの言葉で自らの指導の正当性につき弁解する「準備」すらしていなかったことには、やはり違和感を持たざるを得ない。Xがこの証言を行ったのは、事故から3年以上が経過した時点なのであり、自らがV君に引き起こした痛ましい結果に対し、その原因を顧みたり、当時の自分の指導方法を省察したりしていれば、また、本件の強制起訴が決まった時点から、少なくとも刑事被告人の立場で本件に向き合うということの意味を理解していたとすれば、こうしたおどろきな言葉に終始することはなかったのではなかろうか。

4) 被告人の供述について

上にみたように、XはV君の技能や能力に配慮したと主張しているものの、「配慮した」とする説得力ある根拠は、法廷では一切示されていない。

X主宰の本件柔道クラブでは、19時半から21時過ぎ頃までの1時間半強の練習時間の中で、全体の休憩時間を取っておらず、元生徒たちは「休憩がなかったので、最後の方はかなり疲れていた」と口にしていく。この点に関するXの認識としては「打込みの後だとか、そういう自分のやる課題が終わった子は休めるし、乱取りやってる中でも、どうしても全員が全員、全部組み合わせが合うわけじゃなくて、余る子はそういうときに休めるし、自分が技の手本を見せる時には十分休む時間がある」と説明する。

しかし、こうした「練習の隙間」程度では水を飲みに行くなどの十分な休憩を確保することは難しく、実際に元生徒のD君は「トイレに行きたくて、わざと怪我をした」とさえ供述している。Xには、小学生を含めた生徒たちの疲労や体調に対する配慮がまったく欠けているのである。

また、本件で争点の1つとなっているV君の技量について、Xは「高学年のレギュラーというか、高学年の子たちと、どんぐりの背比べみたいな感じで、特に変わりはありませんでした。」と答えている。

なお、当該柔道クラブの生徒で初段を持っていたのは中学3年生のD君だけであった。法廷でD君は、「あなたの次に実力のある人は」と聞かれ、「I君」と答えているが、検察側から重ねて「でもDさんのほうが、大分実力的には上なんだよね」と問われ、「正直いうと、ちょっと気を抜いて、いられることができましたね。(乱取りでも) 技を掛けさせて、ずっとあげてましたね」と答えている。

ところが、このやり取りに対しXは「私から言わしたら、D君はそんなレベルじゃありませんでした。I君と似たかよったか(ママ)でした。ちょっとレベルが上かなというくらいでした」と供述している。

その上でXは、V君の実力について「強さっていえばD君の方がちょっと強かったというようなイメージです。V君とI君は、どんぐりの背比べみたいなものでした」とし、さらに「(小学校) 高学年は、自分はみんな同じ技量だったので、4級を与えてました」とする。

しかし、V君の技量が同じ6年生の子たちよりも劣っていたということは、C指導者やD君、H君も認めているところである。そうすると、Xは本件当時「高学年のレギュラーの子」すなわちD君やI君に対するのと同様の指導をV君のみならず、他の小学生に対しても行っていたということになる。これは、どう好意的に解釈しようと、Xには個々の生徒の技量、とりわけ小学生の生徒のレベルをきちんと見極めることができず、当然、それぞれの生徒の技量レベルに応じた配慮など、できるべくもなかったということではないだろうか。これでは、V君だけでなく、他の小学生の中で、いつV君と同じような事故が起きてもおかしくなかったということになる。

市中に柔道クラブを開設し、家庭から大切な子どもたちを預かり、柔道を子どもたちに教えている指導者が、こうした認識の下で漫然と子ど

もたちに投げ技を使っているということであれば、日本の子どもたちの柔道環境は、非常に危険なものだといえよう。

加えて、Xの柔道技を説明する語彙は、どう控え目に言っても、非常に貧弱なものである。例えば、片襟体落しの説明は、「引き手で引っ張って膝のところを中心にしてぼんっと、ぼんっとやってやるとくるっと回るといふ、前に投げるといふ」「相手と動きの中で、組んでいる中で、そこで相手のバランスとか動きを見て、どっちかというとしっかり全部が力が使わないということはないですけども、本当にそんな力をうんと使うこともなく、相手の力でそこに入り込んで、それでそういうばねを使って投げる。相手を引き上げて投げるという技です」というものであり、その際の相手への配慮としては「普通に自分の体にしみついているんで、ぐっと投げた状態からここからぐっと少し引き上げているような状態になって、ぐっと頭をぶたないように、身体のバランスも崩さないように、相手もしっかり受け身取れるようにながめています」というものである。これは、実際に技を知らない者からすれば、何を言っているのかまったく分からないであろう。実際、片襟体落しを何度も見て、その技を一応は理解しているつもり筆者にも、この証言内容を理解することは、ほぼ不可能である。

このことは、何を意味しているか。それは、Xが子どもたちに対して「言葉で」柔道を指導する能力を有していないということである。そうであれば、必ず「身体で教える」しかない。もちろん、他のスポーツと同様、柔道には、「身体を使って考える」という特性があり、言葉による説明よりも「まずは身体で覚える」という練習方法が重視されがちである。しかし、正しい柔道の実践を次世代に伝えるためには、身体の動作や感覚のみに頼るべきではなく、その技の理を言葉によって表現し、生徒に理性的に考えさせ、納得させることも、同じように重視されなければならない。形だけをただ真似していたのであれば、やがて事故に繋がる可能性が高い。安全な柔道の指導を考える場合、「どのような仕方

をすれば、なぜ危険であるのか」「どのような相手に有効で、どのような相手には向かないか、その理由」を「言葉で」説明し、生徒に理解させることが必要である。

日本柔道の創始者嘉納治五郎は、柔道の攻撃防禦の方法から学べる原理を「精力善用」と呼び、この精神は、形や乱取を「注意・観察・推理・判断・想像等の力を養う機会」ととらえ、各人に応じた工夫や心構えの鍛練を行うことこそが、柔道の本質であるとしている。試行錯誤や地道な努力を重ねながら「自ら考え、実践する」という、本来の柔道の本質を生徒が学ぶためには、指導者が技について正しい言語で表現することを必要とする。

前出の松原¹⁴は、「武道は、「身体を用いて考える」文化です。しかし価値観が多様化した中で身体による思索を伝えるには、言葉も併用しなければなりません。何故勝ちたいのか、どうやって勝つのか。それを伝えるには、身体でやって見せるとともに、できる限り言葉を用いなければならず、生徒が試行錯誤するように促さなければなりません」と述べる。

さらに、嘉納治五郎の教えが、現在最も広く、深く伝わった国だとされているフランスでは、柔道指導者に対する厳格な認定試験制度が運用されている。そこでは、長時間の事前研修を修了後、実技、面接、筆記からなる試験が実施されるのであって、学科では解剖学や救急救命法などの医学的な分野から、それぞれの技に関する知識（「理」）まで、広範囲の知識の習得が求められている¹⁵。つまり、柔道指導者である以上「技の理」を正しく言語的に理解しておく必要があると考えられているのである。

（４）柔道指導者の安全意識について

¹⁵ 「柔道：『柔の心』持つ大国フランスの指導者養成法を探る」『毎日新聞』2013年08月03日 13時10分配信記事<http://mainichi.jp/sports/news/20130803k0000e050197000c.html>

被告人質問において、Xは検察側から繰り返し「こうした事故が起こらないよう、必要な知識の習得に努めようとしなかったのか」と問われ、「ないというか、私としてはそれをそういうことがなかったので、調べようがなかったとしか言いようがありません」「今まで、柔道の指導中、整骨院の中で、扱うことが全くなかったし、全くそういうことを調べようとか、勉強しようということを知る余地もなかったので、できませんでした」などと繰り返している。

そして、検察側から安全指導について「あなたが我流でやっていたということですよ」と問われたのに対し、Xは「我流というか、柔道界の中では、そういうことはなかったもので、それが当たり前のように、けがをさせないようにさせるというのは、今までの柔道の指導の中で、柔道経験の中から、先生方とか先輩方を見ながら、ちゃんとそういうのを自分の中で、体の中に染みついて行ったことをちゃんとやっていたということです。」と答えている。

要するにXは、「自分が好きな柔道を子どもたちに教えたい」という志をもって本件道場を開設したのであるが、少年柔道指導の知識も経験もなく、「ただ自分の柔道経験のみを頼りに」指導を行っていたということである。ただし、こうした姿勢はXのみの特殊なものではなく、少なくとも筆者が関わってきた柔道事故の事例における柔道指導者たちに、見事に共通したスタンスである。例えば、「大阪柔道事故」でも、事故を起こした被告人が刑事法廷で「子供達が頭を打たないようにということしか考えていませんでしたが、今改めて考えるとそういう指導方法は完全に間違っていたと思います」。「私は、これまで小さい子供達に柔道を教えたことはありませんでした」。「私は柔道の基本書を読み返しただけで、柔道の指導マニュアルなどを読んだことはありませんでした。準備不足だったと思いますし、全て間違えていたと思います」と、柔道

¹⁶ 筆者の刑事確定訴訟記録閲覧による大阪此花区柔道事故刑事裁判「第2回公判調書」より引用。

指導に先立っての自らの安全意識の低さを真摯に認めている¹⁶。

ところで、被告側証人として出廷した柔道家E証人は、本件が書類送検された時期、県下の柔道家を中心に多数の署名を集めた上で、2010年9月付で、長野地方検察庁松本支部宛に「要請書」を提出している。そこには、以下のような記述がされている。

…この事故は、V君の頭部が畳などにぶつかって起きたものではなく、投げ技をかけたときの回転運動のために偶然に脳血管が損傷して血腫が生じたという特殊なものでした。…Xさんとしても予想しようがなかった事故であり、いわば不可抗力の事故といわざるを得ませんでした。また、柔道は、合気道や相撲などと同様に回転運動を必然的に伴うスポーツですから、柔道をする以上は、頭部が回転することは避けられず、本件の結果の発生を回避することもできませんでした。もちろん、Xさんが無理な指導をしていた事実は全くありません。このような場合、Xさんには過失がありませんから業務上過失傷害が成立する余地はなく、早期に嫌疑不十分により不起訴処分をなすべきです。

こうした主張は、E証人、Xともに法廷を通じて一貫して行ってきたものである。とりわけ「回転加速度による急性硬膜下血腫発症の可能性」¹⁷については「知らなかった、今でも分からない」の一点張りであり、柔道指導に起因するV君の重大な障害の原因にも、そして結果にもきちん向き合おうとしない、柔道家として余りにも無責任な姿勢が明らかであった。そのため法廷での両名のこうした態度につき、裁判長

¹⁷ この点を裁判の争点とすることの問題点としては、南部さおり「学校災害における国の責任—小野寺勇治君柔道事故訴訟からの教訓—」、NCCD Japan、第44号（通算117号）、3-36頁、2013年、南部さおり「「公知の事実」としての柔道事故—柔道必修化に伴う諸施策と、横浜地裁柔道事故判決の意義について—」、横浜市立大学論叢 人文科学系列、64巻1号、87-109頁、2013年をそれぞれ参照。

自らが、それぞれ、その公判証言の際に諫める場面がみられた。

[E証人の証人尋問]

裁判長「このV君のように事故があって、重大な障害を負っているわけですね。それなのに、多分回転加速度だろうと言われていたにもかかわらず、それをどうやってコントロールしたらいいかわからないというのだと、指導者のあるべき姿としては、それで指導を続けるというのはちょっと矛盾するように思うんだけど、その辺はどういうふうに考えておられますか。

E証人「昔からとりあえずは、まず大前提は頭を打たないということで、けがをさせないのも含めてですけれども、そういう指導をしてきました。今もそれは変わっておらないんですが、強さ、速さとかに関して、じゃ、ゆっくり投げたから、優しく投げたから、絶対起きないのか、速く投げたから、起きたのかということ問われても、私自身何が原因でそうってしまったのか、まだわからないとこにあるので、それはしっかりこういうことだという見解なり数値なりとかで出てきて、それに対して気をつけましょうという話になってくるのであれば、ああ、そうですねという話にもなると思うんですけど」

裁判長「そういうお話を悪くとると、自分ではよくわからないんで、今までどおりにやっていると、子供がけがしたらそれは不幸だったと、そうしか言いようがないと、そういう何か責任逃れみたいな言い方になってしまうようにもとれるんだけど、そういうことではないんでしょう。」

E証人「そういうつもりでは全くありません。私自身が今わからないということだけで、何かそういう方策なりあれば当然それを取り入れていこうと思っていますし、こういう不幸な事故は当然これから起こしてはいけないという認識は持ち合わせています。」

[被告人質問]

裁判長「柔道の指導者として人間の頭が、頭をぶつけなくても血管が切れてしまって重大なけがを負ってしまうという可能性があるんだというの、これは認識しているわけですよ。」

被告人「今はちょっと、その当時は全く分かりませんでしたけど。」

裁判長「今は。」

被告人「それに関してもよくわからないというか、自分の中でも自分なのか、違うことなのかというふうに思っちゃったりします。」

裁判長「一切何も今でもわからないというのはちょっと無責任過ぎると思うんですけども、それはわかりますよね。そんな無責任なつもりではないんでしょう。」

被告人「無責任なつもりはありません。」

上記のやり取りでも分かるように、裁判長は公判段階で、急性硬膜下血腫の科学的に正確な機序が解明されていないことをいいことに、「分からない」「認識できない」と言い募る両者に、「そうした無責任な態度では、従来の危険な柔道指導の方法は見直されることがない」という、直感的な危機感を抱いているのである。この「危機感」は、裁判長による後述の「判決後の説論」において、端的に表現されている。

なお、上記のやり取りを法廷で聴いていた筆者も、特にXに対しては、心から残念な思いを抱いていた。

本公判は、約10カ月をかけ、総勢10名もの証人が出廷している。その間、2名の脳神経外科医は、Xの面前で、「加速損傷」の概念とその発症機序について何度も分かりやすく説明していたし、どのような外力が若年者の身体に加えられることでリスクが高まるかということにも明確に言及していた。そして、検察側証人の柔道家2名と、被告人側証人の医師・柔道家1名も、「受け身が未熟な子どもを投げる際に必要な配慮」に

ついて、自らの指導の実践に基づき、具体的な例を挙げながら、きわめて分かりやすく説明していた。

それなのに、Xは、自らの犯した過ちによって、多忙な中仕事を休んで県内外から証人出廷をした上で、それぞれの専門的立場から本件事故の内容とその原因に真摯に向き合い、意見を述べている証人たちの証言から、まったく何も学んでいないのである。「何も聞いていなかった」あるいは「聞く耳を持っていなかった」とさえいえよう。少なくともXには、今回の結果から真摯に学び、自らの行為を顧みようという姿勢はまったくなかったということである。したがって判決で「訴訟費用は被告人の負担」とされたことは、誠に当然のことであったといえよう。「訴訟費用」の大部分は、本件の証人の日当、交通費に宛てられるからである。

(5) 柔道指導者の注意義務と刑法

なお、刑事裁判に臨んだXのこうした態度は、学校管理下だけでも「1983年から2011年の29年間で118件の死亡事故」という尋常ならざる数字を出しながらも、つい最近まで何らの実態調査や対策に乗り出そうともしなかった柔道界の無責任気質に通じるものである¹⁸。そしてもちろん、XとE証人のこうした認識は柔道界全体の認識でもあるということ、本件の合議体（裁判所）は十分に理解していた。したがって今回の判決では、II.5.の情状の項で示したように、「被告人のみならず相当数の柔道指導者による『頭さえ打たなければ重大事故は起きない』という根深い思い込みが、被告人による本件柔道教室での安全配慮義務違反につながっている」と指摘した上で、「そうした事情は柔道指導者としての刑事責任を大きく減じるものではない」と断じる判断となったのである。

¹⁸ 前注15文献参照。

つまり、これまでの柔道界が「頭さえ打たせなければ大丈夫」と安易に考え、急性硬膜下血腫が生じるや、指導者は決まって「被害者は受け身がきちんと取れていたし、投げ手も引き手をきちんと引いていたので、頭をぶつけていない」と主張して責任逃れを図っていたのが、本件判決によって、今後の柔道指導においてはそうした理屈（言い訳）が通用しないということが、高らかに宣言されたのである。

被害者に生じた損害を賠償させることを目的とする民事に対して、刑事は「犯罪」という、国から刑罰法規によって禁止された行為を行った者に刑罰を科すことで、「公益を保護する」ことを目的としている。つまり、刑法が禁止する行為とは、「刑罰という最も強力な抑制手段によらなければその不履行の担保されないようなもの、あるいはその遂行が刑罰という最も重大な利益剥奪に値するようなもの、したがって規範的にみて社会生活上最も許すべからざるものに限定されている¹⁹⁾」のである。そのため一般的には、刑事では民事よりも過失を狭く厳格に認定すべきであると考えられている。

したがって、年少者の柔道指導について本件判決が出した新たな注意義務の基準は、「国家が刑罰という最も強力な抑制手段」によって担保する、非常に強力な安全基準となったものといえる。そうした意味でも、これまで「投げられる弱者の視点」を切り捨て、残った強者のみが担うべきと考えられてきた「柔道界」は、今まさにその方針の転換期を迎えているといえよう。すなわち、今後の柔道界には、「青少年に、正しい柔道を安全に教える指導者」を育成することが、早急に求められているのである。

(6) 量刑について

本件の求刑は「禁固1年6月」であり、求刑理由につき検察側は「結果

¹⁹⁾ 西原春夫『刑法総論 改訂版〔上巻〕』（成文堂、1998年）。

の重大性、過失犯であってもその実態は傷害罪に紙一重であり、自動車運転過失傷害罪のような純粋な不注意による過失犯とは犯情を大きく異にすること、事故の多発している柔道での安全指導の徹底という一般予防の見地、被告人の反省に乏しい態度などに鑑みれば、罰金刑の選択はあり得ない」と述べている。

柔道事故の刑事事件としての唯一の先例である「大阪柔道事故」では、「業務上過失致死」であったものの、求刑・量刑ともに罰金100万円であった。ただし、この求刑は、検察が柔道練習中の事故の重大性を過小評価し、当初簡易裁判所に罰金100万円で起訴したことに端を発している。そのため、簡易裁判所の裁判官の判断により、正式な刑事裁判手続を経て〈懲役刑を含めた〉正式な判決が言渡される地裁での審理に委ねるといふ異例の経過をたどったものの、検察は当初の判断に固執し、地裁においても、再度改めて罰金刑の求刑を行ったのである。なお、大阪柔道事故においては、被告人は自らの罪を全面的に認め、責任をすべて自らが引き受け、被害者遺族に真摯に謝罪を行っており、刑事裁判でも被告側はまったく争う姿勢を見せなかったため、地裁での正式裁判にあっても、たった2度の弁論期日で結審しているという点で、本件とはかなり事情を異にしている。

本件の強制起訴が、「被告人に反省や謝罪の態度が全く欠けていた」ということに端を発したことに鑑みると、検察側の求刑は、被告人が本件の結果に真摯に向き合い、事故の原因を理解するためには「少なくとも1年半、その自由を拘束される必要がある」という判断であったものと考えられる。

そして、判決では、禁固1年、執行猶予3年の判断が下された。量刑理由としては、熱心に取り組んでいた柔道によって重大な傷害を負い、現在も遷延性意識障害、痙性四肢麻痺、講音障害等の重大な後遺症を残すという、V君の痛ましい変転、両親の悲嘆と無念の心の深さ、今後の著しい負担、家族が嚴重な処罰を望むことなどに鑑みて、「本件犯情を軽

くみることはできず、その量刑に当たっては、禁固刑を選択するのが相当と認められる」としながら、被害金額の支払いがなされていることや、Xが柔道を自粛していること、他の柔道指導者と比較しても格別粗暴な指導を行っていたとはうかがわれないことなどを理由として、執行猶予を付したものである。

Xがしっかりと本件判決内容に向き合い、自らの不適切な指導方法に気づくことができ、被害者に対し心からの謝罪がなされることを期待したい。

むすびに代えて

第6回公判の証人尋問で、V君の双子の兄弟であるH君が検察側から「X先生に何か言いたいことがありますか」と聞かれた際、H君はXをしっかりと見据え、和解協議の後でXが自宅に謝罪に来た際のことです。「許せないことが2つある」と言った。1つ目は、H君が「Vのことを一生償って行く気はありますか」と、繰り返し三度も聞いたが、Xはいずれの質問にも「分かりません」と答えたこと、2つ目は、別れ際にXが「H、真っ直ぐ生きろ」と言い放ったことだという。H君は当時中学3年生ながら、この時のXの欺瞞的な態度に気づき、心から憤っているのである。

また、被告人質問の後に行われた証人尋問において、同様の質問をされたV君の父は、「Vは、X先生に一発一撃で投げられ、未来を奪われました。Vは、すごく怖かったと思います。すごく痛かったと思います。それなのにわからない、知らないという無責任な言葉で終わることだけは許せません」と証言した。さらにV君の母は、被害者意見陳述において「(控訴審において) 私たちの代理人の説得により、片襟体落しの投げ技で、Vは急性硬膜下血腫を発症したことを認め、衷心より謝罪することを条件に和解に応ずることになりました。それにもかかわらず、謝罪の席で、Hの「Vに悪いと思っているんですか？ Vに償う気持ちはあるんですか」との問いに、X先生は「そんな余裕もないし、分からない。」

と答え、帰り際に、「H、まっすぐ生きろ。」と助言して息子の気持ちを傷つけて帰りました」と述べている。

この時のV君家族のXに対する強い怒りが、検察審査会への審査申立ての契機となったのである。しかし、前述したように、Xは、公判の全過程を通じて、自分の過ちに向き合い、真摯に自省した上で、結果の重大性を認識したとは到底思われない態度に終始した。このことは、公判廷での被告人質問において検察側が和解内容について問うた際も、如実に表れた。

検察側が和解条項においてXが本件の責任を認め、家族に真摯に謝罪するとの内容が盛りこまれている点を指摘すると、Xは「そのことをしたという覚えは全く私にはありません。」「覚えていません。」と繰り返し、さらに被害者が和解後の謝罪の席で憤慨している理由を問うと、やはり「分かりません。」と答えている。

いくら、被告人が本件「業務上過失傷害」について無罪を主張しているとはいえ、訴訟参加人として検察側の席に座るV君の父母の面前で、民事の和解条項の趣旨を全く理解していないという趣旨の発言をしたことは、被害者感情をさらに峻烈にするだけでなく、自分の不適切な指導内容から生じた重大な結果から平然と目をそらすXの無責任さを裁判所に強く印象付けたものと思われる。ましてXは、前回期日においてH君の怒りの証言を耳にしているはずであって、Xは事故から何も学ばず、謝罪の意味さえも軽視しているものと思わざるを得まい。

Xは「民事裁判」で全面的に敗訴し、その後和解が成立していたが、結局、損害賠償金はすべて保険会社によって支払いが済まされているのであって、Xは、それですべての責任から解放されたつもりだったのであろうか。確かにXは、実名が報道され、ある程度の社会的制裁を受けたであろう。しかし、「自分は悪くない。何も世間に恥ずかしいことをしていない」と開き直っているのであれば、V君の両親としては、なぜわが子がこうした重篤な障害を負い、無限の可能性に満ちていたはずの

未来を奪われなければならなかったのか、その答えをずっと求め続け、苦しみ続けなければならないのである。

柔道事故の被害者家族の多くが、指導者の個人責任、とりわけ刑事訴追を強く望むのは、柔道事故の当事者であるはずの指導者が、事故直後だけはおどろきな謝罪を口にするものの、責任問題となると一切の非を認めないという態度をとることに対する、強い怒りに起因している。

民事裁判手続では、指導者は被告の立場に置かれながらも蚊帳の外にいて、すべての手続きを弁護士に委ね、自らは証人出廷の際にのみ、わずか数時間、事件と向き合えばそれで済む。さらに敗訴した場合であっても、公務員であれば自治体が、民間道場であれば保険会社が、賠償金の支払いを肩代わりしてくれるのである。これでは、原告となった被害者側の思いとは裏腹に、指導者の事件当事者としての意識は希薄とならざるを得ないだろう。

事故の被害者は、事故の責任を持つべき指導者から「どうしてこんなことになったのか」という正確な説明とともに、心からの謝罪と将来に向けた具体的な事故防止への決意が得られない限り、決して許すことはできない。すべての被害者が、自分たちの受けた被害を乗り越えるために、自分たちの事故を契機として「今後は同様の事故を絶対に起こさない」という保証を必要とするからである。したがって、民事裁判では、そうした保証が得られることはほとんどあり得ない。刑事事件であるからこそ、刑事被告人には開廷期日に法廷への出廷義務が課され、事実を否認すればするほど、弁論期日は延長され、自らの責任と向き合うことになるのである。したがって、事故の被害者が、自らの非を認めない指導者に対し、刑事被告人として強制的に事故に直面させることを望むのは、必然ともいえよう。

ところで、本件の起訴裁量を有する検察庁あての嘆願書に多くの柔道家たちが署名したことに象徴されるように、「柔道家」の連帯感によって、事故を起こした指導者を擁護し、「柔道は悪くない。だから指導

者も悪くない」として被害者個人の問題にすり替えてきたのが、これまでの柔道界のあり方であった。そして、本件の被告人が「反省できなかった」最大の理由も、こうして後ろ盾となってくれている大勢の柔道家の支援にこそあったものと思われる。

しかし筆者は、Xが「形ばかりの、誠実を装った謝罪」を頑なに拒否したことが、結果として柔道界を揺るがし得るような本件の画期的判決を得る契機になったということに注目したい。本件判決では、Xという「柔道家個人」の指導方法に対する過失の認定だけでなく、これまでの根深い柔道界の無責任体質と安全軽視の姿勢を暴き出した。そして、刑法はこうした「頭さえ打たなければよい」という安全軽視の誤った指導方法を漫然と継続することを禁止するということが宣言されたのであって、同様の事故が起きた場合には刑事罰の対象となるのだということを、司法が、国が、柔道界に言渡したのである。

判決文を読み上げた伊東頭裁判長は、最後に被告人を見据え、はっきりとした口調で言った。

「裁判の過程を通じて、頭を打たなくても重大事故が起きることが明らかになりました。こういうことがあることを、あなたの仲間皆に分かってもらうようにして下さい。それが、今後あなたがやっていかなければならないことだと思います。」

こうした裁判長の説諭は、明らかに被告人とE証人が「回転加速度による架橋静脈発症の可能性」について「はっきりとした科学的根拠が分からない以上、柔道指導において注意することはできない」との態度に終始していたことへの憂慮から発したものである。前掲の嘆願書に書かれた内容の認識が訂正されない以上、今後の柔道界が同じ過ちを繰り返してゆくことは目に見えている。したがって、「科学的機序は明らかでなくても、『年少者に配慮しない投げ技をすれば、例え頭部をぶつけな

くても急性硬膜下血腫が起こる』ということを経験したことは認められたのであるから、今後『分からない』は通用しない。今後の認識を改め、指導方法を見直すように」というメッセージを、裁判長はXやEを通じ、柔道界全体に対して送ったのである。柔道家、柔道指導者は、この言葉に込められた司法からの安全指導への願いを真摯に受け止めて頂きたいと、切に願っている。

本研究は、(財)民事紛争処理研究基金の助成を受けて行いました。